

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則

- 1 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号。以下「条例」という。）第1項第4号に規定する同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第1項第1号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の卒業者については5年以上、短期大学等の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、高等学校等の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 外国の学校において、条例第1項第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 1日に給水することができる最大の水量が10,000立方メートル以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から第4号までに規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第1号から第4号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第12号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第1項第5号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和6年5月17日規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の第1項第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

附 則（令和7年3月28日規則第31号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。